

枕崎市立立神中学校

いじめ防止基本方針

令和 5 年 6 月改訂

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むことから始めていく必要がある。

未然防止の基本となるのは、生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り出していくものと期待される。

(基本理念) 第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての生徒等に関係する問題であることに鑑み、生徒等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての生徒等がいじめを行わず、及び他の生徒等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することができないようにするために、いじめが生徒等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた生徒等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

(1) いじめの定義の再確認

(定義) 第2条 この法律において「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

ア また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。なお、被害を受けた児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない場合についても加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、「いじめ」という言葉を使わず指導するなどその全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らないことにも留意する必要がある。ただし、厳しい指導を要しない場合であっても、法が定義するいじめに該当する場合には、事案を直ちに「いじめ・不登校対策委員会」へ情報共有するものとする。

イ いじめの認知

特定の教職員のみによることなく、「いじめ防止対策推進法第22条」に則り、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

ウ いじめの判断

(ア) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つ。

(イ) 「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないよう努める。

- ・ いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多くあることを踏まえ、生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。

- ・ いじめられた生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認する。

(ウ) いじめられた生徒の感じる被害性に着目して見極める。

- ・ 外見的にはけんかのように見える場合など、心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については、法の趣旨を踏まえた適切な対応を行う。

- ・ インターネット上で悪口を書かれた生徒がそのことを知らずにいる場合など、いじめにあたると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するとは限らない。好意から行った行為が意図せずに心身の苦痛を感じさせてしまった場合については、行為を行った生徒に悪意はなかったことを十分吟味した上で対応する。

【具体的ないじめの態様（例）】

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる。

(2) 「いじめ〇を目指す」共通認識

ア 「いじめ〇を目指す」とは

- ① いじめを許さない学校づくりを目指します。
- ② 学校は、家庭・地域と連携して子供の命を守ります。

イ 4つの共通認識

- ① いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子供にも起こりうる。
- ② いじめは、重大な人権侵害であり、絶対に許されない。
- ③ いじめられている子供を必ず守り通す。
- ④ 暴力をふるう、金品を盗む、たかる、誹謗中傷等は、犯罪行為である。

2 いじめ防止等の対策のための組織について

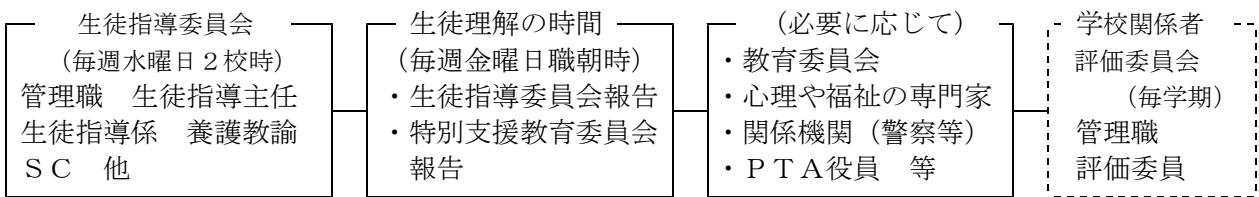
本校では、いじめ防止対策推進法第22条に則り、いじめ問題に対する指導体制を十分機能させていくために、校長のリーダーシップの下、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を中心に、学校全体で組織的・継続的な取組を行っていく。

また、本校の実態に応じた校内連絡体制を見直し、適切な報告や情報の共有がなされるとともに、いじめの態様や原因・その背景等に応じて、指導方針や指導方法を明確にし、具体的な指導方法や内容等の共通理解を図りながら組織的に対応していく。

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織) 第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(1) 組織の構成

いじめ・不登校対策委員会



(2) 主な役割

ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認

イ 教職員への意識啓発

- 年度初めの職員会議等で、学校いじめ防止基本方針を周知し、教職員の共通理解を図る。
- いじめアンケートや教育相談の結果の集約・分析・対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止に努める。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と啓発

- PTAや週報等を通して、学校のいじめ防止等の取組について情報を発信する。

エ いじめ事案への対応

- いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に

努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。

- いじめへの対応については、対応チームを組織し、迅速かつ効果的な対応を行う。また、必要に応じて、外部の関係機関と連携して対応する。
- いじめが解消したと判断した場合も、経過観察を行い、継続的な指導・支援を行う。また、進級・進学・転学に当たっては必ず情報の伝達を行う。

3 未然防止のための具体策

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組を行っていく。

(いじめの禁止) 第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(学校におけるいじめの防止) 第15条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

- 2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(1) いじめについての共通理解

ア いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っておく。

(ア) いじめ・不登校対策委員会

- 生徒指導委員会（毎週水曜日2校時に実施）
- 生徒理解の時間（毎週金曜日職朝時）
- 学校関係者評価委員会（年3回、各学期末に実施）

(イ) 職員会議（毎月）

(ウ) 校内研修（5月、夏休み：事例研修・外部講師招聘）

イ 全校集会や学級活動、いじめ問題を考える週間などで、校長や教職員が日常的にいじめ問題について触れ、「いじめは絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。

(2) いじめに向かわない態度、能力の育成

道徳の授業の充実はもちろん、学級活動や日々の授業などを通して、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

ア 道徳の授業を要に、「思いやり」「生命尊重」「人権」を大切にする指導の充実に努める。

イ 道徳の授業に、いじめに関する内容を題材として取り上げることを指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深める。

ウ 学級活動の時間などを活用し、発達段階に応じていじめの未然防止や解決の手立てについて考え、学ぶ機会を設ける。

エ 構成的グループエンカウンター、ソーシャルスキルトレーニング、ピアサポート、ペア活動を積極的に活用し、コミュニケーション能力や社会性を養う。

(3) 自己有用感や自己肯定感の育成

全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるように努める。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

《居場所づくり》

互いに傷付け合ったり、相手を馬鹿にしたりするような言動による些細なトラブルを減らしていくことから、一人一人が安心・安全に過ごせる学校・学級づくりに取り組む。

- ア 毎学期初めのあいさつ運動、時と場に応じたあいさつ指導の実施
イ 学年づくり、学級づくり

《絆づくり》

相手や周りを気遣おうとする態度、他者や集団との関わりを大切にしようとする態度を育む。

- ア めざす生徒像に向けた取組　　イ　学校行事への取組　　ウ　生徒会活動、当番活動、係活動

4 早期発見の手立て

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。また、些細な兆候であっても、いじめは軽微なものが徐々に深刻化していくこともあることから、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを軽視することなく積極的にいじめを認知することができるようとする。

また、日頃から児童との信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようにするために、具体的な取組を組織的に継続して行うことでのいじめの早期発見に努める。

(いじめの早期発見のための措置) 第16条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

早期発見のための取組	担当	具体的な内容
○ 管理職をはじめ、全職員による生徒の観察を通しての実態・状況把握	全職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休み時間等の生徒の言動や様子の変容の把握 ・ 日記等を活用しての交友関係や悩みの把握 ・ 教育相談や家庭訪問等の機会の活用 ・ 生徒の変容等に対する情報の共有
○ アンケートの定期的な実施による情報の収集・共有	生徒指導係 学級担任	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめアンケート調査・集計・分析（生徒） ・ 学校評価アンケート調査・集計・分析（保護者）
○ 「いじめ対策必携」の活用 ○ 校内人権研修会の実施	生徒指導係 人権教育係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒指導校内研修や学年会での読み合わせと確認 ・ 人権教育に関する事例研修
○ 定期的な教育相談による生徒の実態把握及び保護者との情報の共有	教育相談係 学級担任	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な教育相談 ・ 生徒の実態調査（「学校楽しいーと」の活用） ・ 教育相談月間（保護者）
○ 関係機関との連携 ・ 学校関係者評価委員会 ・ スクールカウンセリング、臨床心理相談の周知 ・ 巡回相談の活用 ・ 道徳・人権教室の実施 ・ ネットいじめ対策	管理職 生徒指導係 教育相談係 特別支援係 人権教育係 生徒指導係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校運営委員との情報の共有及び意見交換 ・ スクールカウンセリングや臨床心理相談等の案内文の配布 ・ 巡回相談の活用（南薩養護学校） ・ 人権問題を考える週間（道徳・人権教室） ・ 学校裏サイト等のチェック（年間）、ネットパトロールからの情報提供
○ 学校の取組の発信及び情報の収集・共有	管理職 養護教諭 学級担任	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校だより　・　P T A活動　・　学校ブログ ・ 保健だより　・　週報

5 いじめ発見時の対応

発見・通報を受けた場合には、特定の職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことには主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

(いじめに対する措置) 第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ア いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- イ 生徒やその保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ウ 発見、通報を受けた教職員は一人で抱え込みず、いじめ・不登校対策委員会で直ちに情報を共有する。
- エ いじめ・不登校対策委員会が中心となり、速やかに関係生徒から情報を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(2) いじめられた生徒とその保護者への支援

- ア いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、「あなたが悪いのではない」ことをはつきりと伝え、自尊感情を高めるように留意する。
- イ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者へ事実関係を伝える。
- ウ いじめられた生徒や保護者に対し徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え不安を除去する。
- エ いじめられた生徒にとって信頼できる人（友人や教職員、家族等）と連携し、寄り添い支える体制を整える。
- オ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。

(3) いじめた生徒への指導とその保護者への助言

- ア いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめの事実が確認された場合、複数の教職員が連携していじめをやめさせ、再発防止の措置をとる。
- イ 迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- ウ いじめは人格を傷付け、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ア いじめを見ていた生徒に対しても、無関係ではなく、自分の問題として捉えさせる。いじめを止めさせることはできなくても、誰かに伝える勇気をもつよう伝える。
- イ はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ウ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- エ いじめの解決とは、被害生徒、加害生徒を含めた全ての生徒が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきと押さえる。

(5) 地域や家庭との連携

- ア P T A や学校関係者評議委員、地域の関係団体等と、いじめ問題について協議する機会を設けるなど、いじめ問題に対して家庭や地域と連携した対策を日頃から推進する。
- イ いじめを発見した場合は、必要に応じて協力を依頼する。

(6) 関係機関との連携

- ア いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められた場合は、教育的配慮や被害生徒等の意向を配慮した上で、速やかに警察へ相談し適切な援助を求める。
- イ 自他の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察に通報し、連携した対応をとる。
- ウ 生徒の安全確保及び犯罪被害の未然防止のため、警察署との連携が必要と認められる事案については、適宜適切に連絡する。
- エ 児童相談所等の関係機関との情報交換を適宜行う。

(7) インターネット上のいじめへの対応

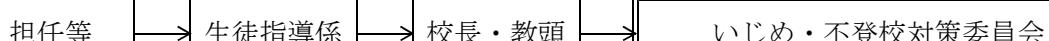
- ア ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、デジタルカメラ等で記録した上で、直ちにプロバイダに連絡し、削除の要請をする。
- イ 不適切な書き込み等が、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察に通報し、援助を求める。

(8) いじめ問題への基本的な対応の流れ

いじめの発見・通報

<いじめの発見、通報時の対応>

- いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- 生徒やその保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- いじめの発見、通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、直ちに校長に報告するとともに、「いじめ・不登校対策委員会」で情報を共有する。



(緊急性のある事案)

↓
情報を収集する

市教育委員会

<情報収集の内容>

- 誰が誰をいじめているのか? 【加害者と被害者の確認】
- いつ、どこで起こったのか? 【時間と場所の確認】
- どんな内容のいじめか?
どんな被害を受けたのか? 【いじめの内容】
- いじめのきっかけは何か? 【背景と要因】
- いつ頃から、どれくらい続いているのか? 【期間】

<情報収集の方法>

- | | | |
|---------------------------------------|---|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> アンケートの実施 | <input type="checkbox"/> 日常生活の観察 | <input type="checkbox"/> 生徒との会話 |
| <input type="checkbox"/> 生徒の日記・連絡帳など | <input type="checkbox"/> 保護者との連携 | <input type="checkbox"/> 教育相談 |
| <input type="checkbox"/> 養護教諭・他職員との連携 | <input type="checkbox"/> P T A ・ 地域との連携 | |

<情報収集の際の留意点>

- 客観的事実を整理し、間接的立場での情報収集・状況確認に努める。
- 教育相談をする際には、可能な限り複数の教員で対応する。
- 「いじめはない」等の個人的な解釈で看過しない。
- 他の職員からの情報収集を積極的に行う。
- 指導力否定と責任感の強さから、自分で解決を図ろうとしない。

いじめ問題対応チームの編成（対応方針の決定・役割分担）

→ 必要に応じて外部専門家等を加える。

<協議内容>

- 緊急度の確認（生命や身体、財産に重大な被害が生じる可能性があるか。）
- 詳細な調査の必要性（調査の内容と方法の検討）
- 具体的な指導・支援の方針の検討（役割分担、支援チームの構成）
- 事情を聴いたり、支援したりする際の方針の検討
- 保護者への対応
- 関係機関との連携 等

<役割分担>

- 担任、生徒指導係、教頭 ①いじめられた生徒の事情聴取と支援
②いじめた生徒の事情聴取と指導
- 校長 報告を受け、対応や方針の指示
- 教頭 ①保護者や関係機関への対応
②教育委員会に対応方針の連絡・相談
- 生徒指導係 周囲の生徒や全校生徒への指導

正確な実態把握・支援・指導・保護者との連携

<生徒>

- いじめられた生徒、いじめた生徒、周囲にいた生徒から個別に聞き取りを行う。事情聴取は被害生徒→周囲にいた生徒→加害生徒の順に行う。
- いじめの状況やいじめのきっかけ等を丁寧に聞き、事実に基づく指導を行う。
- 情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら行う。

<保護者>

- 聽取を終えた後、担任・校長（教頭）が当該生徒を自宅まで送り届け、保護者に直接会って説明する。
- 協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

具体的な対応の仕方（被害生徒支援、加害生徒指導、保護者連携）

<いじめられた生徒への基本的な関わり方>

- 生徒の安全の確保に留意して安心させるとともに、生徒との信頼関係を築く。
- 生徒の話を聞くことを重視し、その思いを受け止め、共感的理解に努める。
- 具体的支援については、本人の意思を尊重し、意向を確認しながら進める。

<いじめられた生徒への対応>

- いじめられた生徒を守り通すという姿勢を明確にするとともに、秘密を守ることを約束し安心感を与える。
- つらさや悔しさ等の気持ちを温かく受け止め、本人の意思を確認しながら、今後の対応と一緒に考える。
- 決して一人で悩まず、大人に相談することの重要性を伝える。
- 自己肯定感を回復できるよう、学級集団にとけ込みやすい雰囲気づくりや活躍の場づくりを支援する。
- 仲直りして問題が解決したと考えずその後の行動や心情をきめ細やかに継続して見守る。

<いじめられた生徒と個別面談をする際の留意点>

- 秘密が守られる環境を用意する。
- 焦らず、せかさず、共感的に接する。
- 心の整理をする時間を確保する。

- これまでよく耐えてきたことを肯定的に受け止めて接する。
- 教師は味方であるとの関係づくりから始め、心のケアを最優先する。

＜いじめた生徒への基本的な関わり方＞

- いじめる行為は、「生命に関わる重大なこと」であり、「決して許されない」という毅然とした態度で臨む。
- いじめられた生徒の心の痛みに気付かせながら、いじめた気持ちや状況等を受容的、共感的な態度で聴き、いじめる行為の背景を理解して対応する。
- 心理的な孤立感や疎外感を与えないようにするなど、一定の教育的配慮のもと、粘り強い指導を行う。
- 解決を急ぐあまり、不満や遺恨を残して陰湿化や潜在化することがないように注意深く継続的に指導していく。

＜いじめ生徒への対応＞

- いじめられた生徒の心理的・身体的な苦痛を十分理解させ、いじめが人間として許されない行為であることを分からせる。また、自ら反省し、謝罪したいという気持ちが抱けるようになるまで個別指導を継続する。
- 当事者の情報と周りの生徒から収集した情報を整理し、実態を把握する。
- 集団によるいじめも視野に入れて、集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導に当たる。
- 何がいじめであるか等のいじめの定義や内容等についてしっかりと理解させる。
- 不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的をもたせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く継続して行う。
- 場合によっては、警察等との協力や出席停止の措置をとる。
- いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

＜いじめた生徒と個別面談をする際の留意点＞

- 「開き直り」に対処する。
 暴力行為を「遊んでいただけ」などと教員や保護者を自分の都合よい方向に言いくるめようとすることもある。終始、毅然とした態度で「あなたがしたことは暴力である」という姿勢を貫くことが大切である。
- 「いじめられた生徒にも非がある」と認めてはならない。
 「確かに、いじめられた子供にも非はあるよね。」と認めてはならない。「○○さんもしたから、自分は悪くない」と自分に都合の良い方向に解釈する場合もある。
- 「いじめ」という抽象的な言葉を使わずに、具体的に指導する。
 いじめた行為を指摘すると、「ただ、借りていただけ」などと、自分の都合の良いように取り繕う生徒もいる。「もし自分の物がなくなったり、他の人に使われていたりしたら、あなたはどう思う?」「相手がただ借りていただけと言ったら、どんな気持ちになる?」というように、具体的な行為に焦点をあて、それはいけない行為なのだと指摘する。

＜いじめられた生徒の保護者への対応＞

- 発見したその日に、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- 学校が把握している事実や経緯等を隠さず伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 学校として生徒を守り通すことを伝える。
- 家庭での生徒の変化に注意してもらい、些細なことでも相談するように伝える。
- 緊急避難としての欠席や転校措置等の申出があった場合は、柔軟に対応する。

＜いじめた生徒の保護者への対応＞

- 責めるのではなく、事実を正確に伝え、いじめられた生徒やその保護者の気持ちに共感できるようにする。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 担任等が仲介役となり、いじめられた生徒の保護者と協力していじめを解決するために、保護者同士が理解し合うように要請をする。
- 生徒のより良い成長を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言を継

続して行う。

<傍観者等への対応>

- いじめられた生徒の気持ちについて話し、いじめは人の命にも関わることで、絶対に許されない行為であることを指導する。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定しているということを理解させる。
- 見て見ぬふりをする行為の背景にある心理等を理解した上で、互いの個性や人権を認め合うことや望ましい人間関係等について指導する。
- いじめを訴えることは、告げ口（チクリ）ではなく、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。

指導体制の検討と今後の対応

→ 集められた情報から状況を分析し、事実関係の確認と問題点の明確化を図り、問題解決に向けて計画を立てる。新しい検討事項については、その都度、指導体制を検討するなど、柔軟に対応する。

<いじめ問題対応チームによる対応>

- 学校生活での意図的な観察及び助言（当該生徒と周りの生徒の状況）
・・・【学級担任、養護教諭】
- 学級担任へのサポート（情報交換、学級づくりへの支援）
・・・【生徒指導係、管理職】
- 保護者との連携、支援
・・・【学級担任、管理職】
- 関係機関と連携した支援
・・・【管理職、スクールカウンセラー】
- 教育委員会へのその後の状況報告
・・・【管理職】

いじめの解消とその後の対応

→ いじめの解消については、①いじめに係る行為が止んでいること、②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと、の二条件をもって確認する。また、おおむね3か月を観察期間とし、本人及び保護者に聞き取りや、複数の職員による継続的な確認を行って解消を判断する。なお、解消と判断された場合でも卒業するまでは日常的に注意深く見守りを継続していく。

6 重大事態への対応について

(学校の設置者又はその設置する学校による責務) 第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(1) 重大事態の発生と緊急対応

ア 重大事態の意味

<児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合>

(第28条第1項第1号に係る事態)

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 身体に重大な障害を負った場合
- ・ 精神症の疾患を発症した場合

<児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合>

(第28条第1項第2号に係る事態)

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連續して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

イ 重大事態への対応

(ア) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、校長は、直ちに市教育委員会を通じて、市長へ報告する。

(イ) 全校体制による緊急対応

「いじめ・不登校対策委員会」は、以下に例示するような対応について緊急対応策を策定しておき、チームを組織するなどして市教育委員会と連携して全校体制で対応する。

- ・ 事態の状況確認、情報収集、情報整理
- ・ 生徒の状況確認と支援・指導、生徒・保護者・教職員の心のケア
- ・ P T A、警察等との連携

(ウ) 市教育委員会との連携

- ・ 情報確認、情報収集、情報整理したことを市教育委員会に報告
- ・ 臨床心理相談員やスクールカウンセラーなどの緊急派遣等の人的支援の要請
- ・ 県教育委員会や警察などとの連携についての要請

(2) 学校による調査

いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定に基づき、重大事態に対処するとともに、再発防止に資することを目的として、事実関係を明確にするための調査を行う。

ア 調査の組織

「いじめ・不登校対策委員会」を母体に、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどして、「重大事態緊急対応委員会」を設置する。

イ 事実関係を明確にするための調査の実施

以下のようないじめられた生徒からの事情聴取を、可能な限り網羅的に調査する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、関係機関等との情報連携を図りながら客観的な事実関係を速やかに調査する。

- いつ（いつ頃から） どこで 誰が 何を、どのように（態様）
なぜ（人間関係の状況や学校の対応に関する課題など）

(ア) いじめられた生徒からの事情聴取が可能な場合、聴取を中心に実施するなど、調査については十分な配慮を行い、プライバシーに関するインターネット上の情報拡散・風評被害等にも配慮する。

- ・ いじめられた生徒の学校復帰を最優先とした調査
- ・ 情報を提供してくれた生徒の安全確保
- ・ 「学校ネットパトロール事業」を活用した緊急監視の実施等

(イ) いじめられた生徒からの事情聴取が不可能な場合（いじめられた生徒が入院又は意識不明等の病状や死亡した場合）、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、今後の調査について協議し、調査に着手する。

(3) その他の留意事項

ア 心のケア

- いじめられた生徒及びその保護者はもちろん、調査そのものが調査対象の生徒や保護者に心理的負担を与えることも考慮し、調査の実施と並行して、市教育委員会に臨床心理相談員やスクールカウンセラーの派遣を依頼する。

イ 調査に当たっての説明等

- いじめられた生徒及びその保護者に対して、調査方法や調査内容について十分説明し、合意を得ておく。
- 調査経過についても、適時・適切な方法で報告することが望ましい。

ウ 調査対象の生徒及びその保護者に対して

- 調査によって得られた結果については、分析・整理した上で、いじめられた生徒及びその保護者に情報提供する旨を十分説明し、承諾を得ておく。

エ 報道取材等への対応

- プライバシーへの配慮を十分に行い、事実に基づいた正確で一貫した情報を提供するために、窓口を教頭として、市教育委員会と連携をとりながら対応する。

7 その他

- (1) 学校いじめ防止基本方針を、学校のホームページ等で公表し、地域や保護者のいじめ防止への理解と認識を深め、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を築く。
- (2) より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを「いじめ・不登校対策委員会」で毎学期末に点検し、これに基づいた必要な措置を行う。
- (3) いじめ問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

8 いじめ防止等の年間計画

月	いじめ防止等の取組
年間	<ul style="list-style-type: none">・ いじめ・不登校対策委員会（生徒指導連絡会）での情報の収集・共有・ 登下校・休み時間等の児童管理及び校内巡視・ 生徒と共に過ごす機会の積極的な構築・ 教育相談（生徒）・ 巡回相談の活用（南薩養護学校）・ 学校の取組の発信（学校だより、週報、保健だより）及びP T A活動における情報の収集・共有・ 学校裏サイト等のチェック・ 生徒会活動による話合いや活動における生徒同士の協力
4月	<ul style="list-style-type: none">・ 「立神中学校いじめ防止基本方針」の読み合わせと確認・ 「いじめ対策必携」の読み合わせと確認①・ スクールカウンセリングや臨床心理相談等の案内文の配布と周知・ いじめ問題を考える週間（第2週）
5月	<ul style="list-style-type: none">・ 生徒の実態調査（「学校楽しいーと」の活用）①
6月	<ul style="list-style-type: none">・ いじめ問題アンケート調査・集計・分析（生徒）①
7月	<ul style="list-style-type: none">・ 学校評価アンケート調査・集計・分析（保護者）①・ 学校関係者評価委員会①・ 「立神中学校いじめ防止基本方針」の点検①
8月	<ul style="list-style-type: none">・ 人権教育に関する校内事例研修（8月）
9月	<ul style="list-style-type: none">・ いじめ問題を考える週間（第2週）・ 「いじめ対策必携」の読み合わせと確認②
10月	<ul style="list-style-type: none">・ 生徒の実態調査（「学校楽しいーと」の活用）②
11月	<ul style="list-style-type: none">・ 教育相談月間（保護者）・ いじめ問題アンケート調査・集計・分析（生徒）②・ 学校関係者評価委員会②
12月	<ul style="list-style-type: none">・ 人権問題を考える週間（道徳・人権教室）・ 学校評価アンケート調査・集計・分析（保護者）②
1月	<ul style="list-style-type: none">・ 「いじめ対策必携」の読み合わせと確認③・ いじめ問題アンケート調査・集計・分析（生徒）③
2月	<ul style="list-style-type: none">・ 学校評価アンケート調査・集計・分析（保護者）③・ 学校運営委員会③・ 「立神中学校いじめ防止基本方針」の点検②
3月	<ul style="list-style-type: none">・ 次年度への引継ぎ

9 不登校児童生徒への個別支援計画（例）（令和 年度 学期用）

学年・組	年 組		児童生徒名				性別	男・女	校長印			
主な活動場所	学校内	() 相談室 () 保健室 () その他 []										
() に○印 [] に施設名	学校外	() 市ファミリーサポートセンター [] () 民間施設(等) [] () その他 []										
		小 学 校				中 学 校		現 学 年				
学 年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	1学期	2学期	3学期
出席すべき日数												
出席日数										(通室 日)	(通室 日)	(通室 日)
うち出席扱いにした日数												
欠席日数												
家庭との協力 関係に関して												
目標												
児童生徒の状況と対応等	精神面 (心理、ストレス等)		身体面 (体力、食欲、睡眠等)		学習・進路面 (学力、意欲、目標等)			人間関係他 (教員、友人、親子等)				
	様子								※いじめとの関連等			
	当面の支援											
	評価											
	改善策											
支援チーム員	氏名等 (児童生徒との関係)	主○ 副△	役割、支援担当者と他のチームとの連携等 ※別室登校の場合は主な担当者を明確にする。						現在連携している機関名			
	()								〈保・幼・小、小・中の連携状況〉			
	()											
	()											
	()											